

# 第145回 定時株主総会招集ご通知

2019年1月1日～2019年12月31日

## 開催日時

2020年3月26日（木曜日）午前10時  
（午前9時に開場いたします。）

## 開催場所

東京都品川区東大井五丁目18番1号  
品川区立総合区民会館（きゅりあん）  
7階イベントホール

## 目次

■第145回定時株主総会招集ご通知	1
■事業報告	4
■連結計算書類	33
■計算書類	35
■監査報告	37
■株主総会参考書類	41
第1号議案 剰余金処分の件	41
第2号議案 取締役8名選任の件	42
第3号議案 監査役1名選任の件	48
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	49
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	51

証券コード 7976  
2020年3月4日

株 主 各 位

東京都品川区東大井五丁目23番37号  
**三菱鉛筆株式会社**  
代表取締役会長兼社長 数原 英一郎

## 第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年3月25日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時（開場 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号  
品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール  
（本冊子末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報 告 事 項
  1. 第145期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第145期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件  
決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載いたしていません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.mpuni.co.jp/ir/index.html>

〇事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会への出席による議決権行使



開催日時

2020年3月26日（木曜日）  
午前10時  
（開場 午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいませようをお願いいたします。
- ・代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

## 書面による議決権行使

行使期限

2020年3月25日（水曜日）  
午後5時10分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

## インターネットによる議決権行使

行使期限

詳細は次ページをご覧ください。

2020年3月25日（水曜日）  
午後5時10分まで



スマートフォン等により議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

### 【複数回行使された場合の議決権の取り扱い】

書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

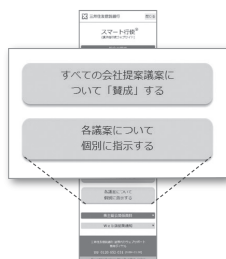
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

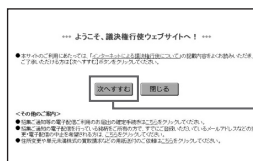
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

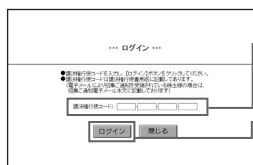
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** ※受付時間 9:00~21:00  
(年末年始を除く)

(添付書類)

## 事業報告

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善によりゆるやかな回復基調にはあるものの、消費税増税による個人消費の落ち込みといった懸念を含んだまま推移いたしました。さらに海外に目を向けると、米中間の貿易摩擦に加え、英国EU離脱、中東情勢といった不安定要素による不確実性の高まりや、日韓関係の悪化による懸念等、今後の動向を見極めなければならない状況が続いております。一方で、2020年に予定されている国内におけるオリンピック・パラリンピックの開催により、景気上昇への期待感が高まってまいりました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、オフィスにおける経費削減やシステム化の進展といった影響を受けるなか、個人需要においては、高機能かつ高付加価値商品への関心が高まっており、主要メーカー各社は、これらに対応した商品の拡充に注力しております。さらに、ライフスタイルの多様化やデジタル技術の飛躍的な発展は、筆記具に求められる役割を変えつつあり、新たな発想に基づく商品開発への取組みが不可欠となっております。加えて、インターネットによるEC市場の拡大は、お客様の商品購入の利便性を格段に高め、筆記具業界の流通を変容させるとともに、お店で商品を手に取り、筆記感を試して購入するという購買プロセスにも大きな影響を与えております。このように変わりゆく市場環境に向き合い、迅速に対応していくことが引き続き求められております。

このような経営環境のなか、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、お客様の求める高付加価値で高品質な商品の開発に取り組んでまいりました。世界で年間売上1億本以上の油性ボールペン「クセになる、なめらかな書き味。」の「ジェットストリーム」シリーズから、油性ボールペンの限界に挑戦した商品として、油性ボールペン初となる世界最小ボール径0.28mm「ジェットストリーム エッジ」を発売いたしました。また、「熱消去性インク」を搭載した消せる3色ボールペンからローレット加工の金属製グリップで握りやすくスタイリッシュなデザインの「ユニボール R:E 3 BIZ (ビズ)」を発売いたしました。加えて「私らしい色づかいで毎日を彩る。」というコンセプト

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

トのもと、機能性のみならず情緒的な商品価値を兼ね備えた商品として企画いたしました水性サインペン「EMOTT（エモット）」を発売し、「2019年度グッドデザイン賞」を受賞いたしました。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、企業の環境問題への配慮や対応が求められるなか、紙・プラスチックの代替材料として注目される石灰石から生まれた新素材「LIMEX（ライメックス）」を世界で初めてペンの軸材として実用化した「uni LIMEX（ユニ ライメックス）」を発売いたしました。このように、「かく（書く／描く）」ことを通じてお客様の生活を豊かにし、さらにそういった日常をこれからも積み重ねていくことができるような商品の拡充に努めてまいりました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における売上高は620億34百万円（前期比0.7%減）、営業利益は72億2百万円（前期比19.3%減）、経常利益は75億80百万円（前期比18.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は44億36百万円（前期比23.2%減）となりました。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業におきましては、国内市場は主力の「ジェットストリーム」は堅調に推移したものの市場環境は厳しく、海外市場においては為替の影響に加え、アジアでの市場環境の悪化などにより売上は微減となりました。そのため、外部顧客への売上高は596億94百万円（前期比0.7%減）となりました。粘着テープ事業、手工芸品事業といったその他の事業におきましても、事業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、外部顧客への売上高は23億40百万円（前期比3.0%減）となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は32億50百万円でした。このうち、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は32億26百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、横浜事業所及び群馬工場の一部施設改築のほか、ボールペン製造用設備及び金型並びに研究用設備であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものではありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは1887年（明治20年）の創業以来、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、お客様にご満足いただける商品をご提案し続けるため、品質向上と技術革新に努めてまいりました。高品質で高付加価値な商品をお客様にお届けすることは、この社是を具現化するための施策のひとつであるとともに大切な理念です。

当社グループを取り巻く筆記具の市場環境は、人口減少と少子高齢化に伴う需要の縮小という構造的問題を抱える国内市場に加え、欧米諸国はすでに成熟した市場となりつつあります。一方、アジアを始めとする新興諸国においては、経済発展に伴う中間所得層の増加を背景に、高品質かつ高機能な筆記具への需要が高まりを見せております。

さらに、インターネットによるEC市場の拡大とデジタル技術の進展という2つの大きな流れは、これまでのお客様の購買の在り方を大きく変容させ、加速度的にグローバル化を推し進めるとともに、筆記具に求められる役割を変えようとしています。また、お客様の価値観やライフスタイルは多様化が進み、商品の機能性に加えて、情緒的な価値の重要性がますます高まるものと予想されます。

こうした経営環境のなか、当社グループが今後さらなる発展を遂げるためには、お客様に選ばれる『もの』づくりに真摯に向き合うとともに、これまで積み重ねてきた基盤を強化しながら、新たな市場の開拓とさらなる価値の創出を通じて、売上と利益を伴うシェア拡大と市場における地位を向上していくことが必要不可欠であると考えております。そのためには、従業員一人ひとりが環境や市場の変化を捉え、組織だつて迅速かつ柔軟に変化し続けられる社内風土を醸成することが重要であると考えております。

また、当社グループは、筆記具事業で培った技術を用いて、化粧品事業やカーボン製造技術及びインク分散技術を筆記具以外の用途と組み合わせ、新規事業にも積極的に取り組んでまいりました。今後は、新たな事業機会の探索により一層努めるとともに、事業を育成し、飛躍させるための仕組みづくりに尽力してまいります。

当社グループの企業価値は、筆記具事業とともに、当社のさらなる成長の原動力となる新たな事業を創出し、それを育成することを通じて、筆記具事業を再成長させることによりさらに向上するものと考えております。その上で、当社グループに関係される多くのステークホルダーの方々との間で信頼関係を築き、成長させることが当社グループの使命であると考えております。

## (5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

### ① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第142期 (2016年12月期)	第143期 (2017年12月期)	第144期 (2018年12月期)	第145期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売 上 高 (百万円)	64,716	67,247	62,498	62,034
営 業 利 益 (百万円)	9,865	11,849	8,925	7,202
経 常 利 益 (百万円)	9,953	12,308	9,283	7,580
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,190	8,346	5,778	4,436
1株当たり当期純利益 (円)	107.48	144.73	100.31	77.84
総 資 産 (百万円)	105,102	122,195	116,882	118,644
純 資 産 (百万円)	79,737	89,700	89,151	90,849
1株当たり純資産額 (円)	1,356.83	1,531.66	1,530.20	1,581.60

(注) 1. 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第142期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第144期の金額は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### ② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

区 分	第142期 (2016年12月期)	第143期 (2017年12月期)	第144期 (2018年12月期)	第145期 (当事業年度) (2019年12月期)
売 上 高 (百万円)	51,169	52,358	47,406	47,756
営 業 利 益 (百万円)	6,098	7,569	5,255	4,660
経 常 利 益 (百万円)	7,112	9,235	6,170	5,876
当 期 純 利 益 (百万円)	5,115	6,713	4,196	3,987
1株当たり当期純利益 (円)	85.37	112.04	70.10	67.30
総 資 産 (百万円)	81,821	96,285	90,765	92,796
純 資 産 (百万円)	60,601	68,164	66,647	67,836
1株当たり純資産額 (円)	1,011.44	1,137.70	1,119.96	1,156.54

(注) 1. 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第142期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、第144期の金額は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



**(6) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
山形三菱鉛筆精工株式会社	20百万円	100.0%	当社仕様製品の製造
三菱鉛筆東京販売株式会社	18	94.5 (31.9)	当社製品の卸売販売
三菱鉛筆関西販売株式会社	15	100.0 (50.0)	当社製品の卸売販売
ユニ工業株式会社	50	100.0	粘着テープの製造販売
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	3,575千米ドル	100.0	当社仕様製品の製造

(注) ( ) 内は間接所有の割合で内数です。

**(7) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)**

- ① 筆記具及び筆記具周辺商品事業部門  
鉛筆、シャープペンシル、シャープ替芯、油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインクボールペン、サインペン等の筆記具並びにOA用品、シャープナー、筆入、消しゴム、修正用品及び化粧品等の筆記具周辺商品の製造及び販売を行っております。
- ② その他の事業部門  
粘着テープ、手工芸品の製造及び販売を行っております。

**(8) 主要な事業所及び工場 (2019年12月31日現在)**

- ① 当社の主要な事業所及び工場
- |       |            |
|-------|------------|
| 本社    | 東京都品川区     |
| 横浜事業所 | 神奈川県横浜市    |
| 群馬工場  | 群馬県藤岡市     |
| 山形工場  | 山形県東置賜郡川西町 |

② 主要な子会社の事業所

山形三菱鉛筆精工株式会社	山形県東置賜郡川西町
三菱鉛筆東京販売株式会社	東京都品川区
三菱鉛筆関西販売株式会社	大阪府大阪市
ユニ工業株式会社	栃木県下都賀郡壬生町
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ハノイ

(9) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
筆記具及び筆記具周辺商品事業部門	3,033 (352) 名	89名減 (10名減)
その他の事業部門	91 (123) 名	1名増 (16名減)
合計	3,124 (475) 名	88名減 (26名減)

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に当連結会計年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
594 (165) 名	22名増 (3名減)	41.2歳	17.9年

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に当事業年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

**(10) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)**

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,850百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,195
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,137
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,102
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	698
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	597
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	357
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	178
明 治 安 田 生 命 相 互 会 社	81

- (注) 1.当社は運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社横浜銀行を主幹事とする取引銀行計5行との間で、シンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しており、その借入極度額は13,667百万円です。また、この契約に基づく借入実行残高は1,740百万円です。
- 2.当社は新社屋建設のために、株式会社横浜銀行を主幹事とする取引金融機関計9社との間で、シンジケート方式によるタームローン契約を締結しております。また、この契約に基づく借入実行残高は5,459百万円です。

**(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(12) 他の会社（外国会社を含む）の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(13) 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

**(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式の状況 (2019年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 257,145,168株

(2) 発行済株式総数 64,286,292株

(3) 株主数 5,389名

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	33,570百株	5.72%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	29,665	5.05
B B H F O R M A T T H E W S A S I A D I V I D E N D F U N D	25,628	4.36
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	25,337	4.31
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	25,000	4.26
三 菱 鉛 筆 取 引 先 持 株 会	24,227	4.13
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	23,440	3.99
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	19,030	3.24
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	19,030	3.24
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	17,994	3.06

(注) 上記のほか、当社は自己株式を56,317百株保有しております。また、上記「持株比率」は、自己株式を控除して算出しております。

### (5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

#### 4. 会社の役員状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	数 原 英 一 郎	山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役
代表取締役副社長	数 原 滋 彦	
取締役常務執行役員	横 石 浩	海外担当
取締役常務執行役員	永 澤 宣 之	人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当
取締役常務執行役員	深 井 明	生産担当
取締役常務執行役員	切 田 和 久	技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼産業資材担当
社 外 取 締 役	妹 尾 堅 一 郎	特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 一般社団法人日本知財学会 理事 株式会社ギフティ 社外取締役
社 外 取 締 役	青 山 藤 詞 郎	学校法人慶應義塾 常任理事 DMG森精機株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	矢 野 麻 子	テントゥーフォー株式会社 代表取締役 株式会社ヤオコー 社外取締役
常 勤 監 査 役	櫻 井 清 和	
常 勤 監 査 役	都 丸 淳	
社 外 監 査 役	青 井 俊 夫	株式会社レンブランドホールディングス 顧問
社 外 監 査 役	梶 川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長 キッコーマン株式会社 社外監査役 株式会社柿安本店 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の会社における取締役及び監査役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
数原英一郎	代表取締役会長兼社長	代表取締役社長	2019年3月28日
数原滋彦	代表取締役副社長	取締役副社長	2019年3月28日
横石浩	取締役常務執行役員 海外担当	常務取締役 海外担当	2019年3月28日
永澤宣之	取締役常務執行役員 人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当	常務取締役 人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当	2019年3月28日
深井明	取締役常務執行役員 生産担当	常務取締役 生産担当兼横浜事業所長	2019年3月28日
切田和久	取締役常務執行役員 技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼産業資材担当	常務取締役 技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼新規事業担当	2019年3月28日
青山藤詞郎	社外取締役	社外監査役	2019年3月28日

2. 社外取締役妹尾堅一郎氏は、当事業年度中に株式会社ギフティの社外取締役に就任いたしました。
3. 社外取締役矢野麻子氏は、当事業年度中にワタベウエディング株式会社の社外取締役に退任いたしました。
4. 社外監査役青井俊夫氏は、当事業年度中に、一般社団法人横浜銀行協会の専務理事を退任し、株式会社レンブラントホールディングスの顧問に就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役である妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏並びに社外監査役である青井俊夫氏及び梶川融氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外監査役青井俊夫氏は、金融機関における取締役としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外監査役梶川融氏は、公認会計士としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、2019年3月28日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2020年1月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
上席執行役員	鈴木 等	全社品質担当
上席執行役員	長谷川 直人	財務担当兼システム担当
上席執行役員	山村 伸夫	国内営業部長兼商品開発部長
執行役員	鈴木 孝雄	ITソリューションセンター所長
執行役員	五十嵐 九州男	人事部長兼総務部長
執行役員	庄 子揚	生産統括部長
執行役員	顔 其順	生産担当付 深圳新華菱文具制造有限公司董事

## (2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

青山藤詞郎氏は、2019年3月28日開催の第144回定時株主総会において取締役に選任されたことに伴い、同総会終結の時をもって、監査役を辞任により退任いたしました。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については、500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役については、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	14名	419百万円
監 査 役	5名	67百万円
合 計 (うち社外役員)	18名 (6名)	487百万円 (42百万円)

- (注) 1.上記には、2019年3月28日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名及び監査役1名を含んでおります。なお、社外取締役青山藤詞郎氏は、同総会終結の時をもって社外監査役を退任し社外取締役に就任したため、上記表中の支給人員と報酬等の額については、社外取締役在任期間は取締役に、社外監査役在任期間は監査役にそれぞれ含めるとともに、合計の支給人員については同氏を1名として算入しております。
- 2.取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第144回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、500百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
- 3.監査役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第143回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、100百万円以内と決議いただいております。
- 4.上記表中の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 5.当社は、2017年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後、引き続き在任する取締役に対しては、取締役の退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。これに基づき、上記表中の報酬等のほか、当事業年度中に退任した取締役4名に対し253百万円（うち社外取締役1名分、2百万円）を取締役退職慰労金として支払いました。なお、この退職慰労金の額には、過年度において計上した役員退職慰労引当金の繰入額195百万円（うち社外取締役1名分、2百万円）が含まれております。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役妹尾堅一郎氏は、2019年12月31日現在、特定非営利活動法人産学連携推進機構の理事長、一般社団法人日本知財学会の理事及び株式会社ギフティの社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外取締役青山藤詞郎氏は、2019年12月31日現在、学校法人慶應義塾の常任理事及びDMG森精機株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外取締役矢野麻子氏は、2019年12月31日現在、テントゥーフォー株式会社の代表取締役及び株式会社ヤオコーの社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役青井俊夫氏は、2019年12月31日現在、株式会社レンブラントホールディングスの顧問を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役梶川融氏は、2019年12月31日現在、太陽有限責任監査法人の代表社員会長、キッコーマン株式会社の社外監査役及び株式会社柿安本店の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	発言状況
社外取締役 妹尾 堅一郎	取締役会 13回／13回中	技術とビジネスを結びつける実践的研究による専門的知識と、多様な役位の経験に基づき、客観的かつ多角的な視点から、ガバナンス体制の強化に資する助言・提言を積極的に行っております。
社外取締役 青山 藤詞郎	取締役会 10回／13回中 監査役会 2回／2回中	機械工学・生産工学の専門家としての豊富な経験や知識に基づき、業界にとらわれない幅広い視点から、ガバナンス体制の強化に資する有益な助言・提言を行っております。
社外取締役 矢野 麻子	取締役会 9回／10回中	企業経営者としての豊富な経験・見識や、マーケティングやブランディングに関する幅広い知識・実績を活かし、独立した立場から、ガバナンス強化やダイバーシティの推進に資する積極的な助言・提言を行っております。
社外監査役 青井 俊夫	取締役会 12回／13回中 監査役会 11回／12回中	金融機関での企業経営者としての豊富な経験や財務及び会計に関する知見を有し、これらの幅広い見識を当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役 梶川 融	取締役会 13回／13回中 監査役会 12回／12回中	公認会計士としての財務及び会計分野における専門的知識や幅広い経験と、多様な役位を務めるなかで培われた幅広い見識を当社の監査に反映し、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

(注) 1.青山藤詞郎氏については、上記のうち2019年3月28日の社外取締役就任前に開催された取締役会3回中2回及び監査役会2回中2回は、社外監査役として出席しております。

2.矢野麻子氏については、2019年3月28日の社外取締役就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。
- 3.当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するための体制の基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。なお、当事業年度において、当社は執行役員制度の導入に伴い当該基本方針の改定をしており、以下は、改定後の内容となります。

#### ① 当社グループの業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、法令、定款並びに取締役会規則及び執行役員会規程等の社内規程に従って意思決定を行う。また、取締役会では、代表取締役及びその他の取締役並びに執行役員が業務執行の状況を報告し、取締役会が、その業務執行の妥当性を監督する。
- ロ. 取締役会は、取締役会が決定した基本方針に従って、その監督のもとで当社の業務執行を担う者として執行役員を選任する。執行役員は、取締役会又は代表取締役若しくは取締役の求めに応じて、その担当業務における業務執行状況について、報告又は説明をする。
- ハ. 代表取締役の諮問機関として、執行役員会を設置する。執行役員会は、原則として、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員により構成され、常勤監査役も出席する。執行役員会は、経営戦略・経営計画等の策定及びその他経営の重要事項に関する検討、並びに代表取締役が取締役会から委任を受けた一定の業務執行の決定に関して、議論・提言を行う。代表取締役は、執行役員会の議論・提言の内容を取締役会に報告する。
- ニ. 社外取締役は、取締役会への出席その他の機会により、取締役会における意思決定及び業務執行等に対する監督を行う。また、取締役会は、取締役会が独自に定める独立性基準を満たす社外取締役を、独立役員として指定する。これにより、経営監視機能の強化及び意思決定の透明性の確保に努める。
- ホ. 当社は各子会社を担当する取締役又は執行役員（以下、「子会社担当役員」という。）を選定するとともに、原則として、1名以上の取締役又は執行役員が各子会社の取締役を兼務し、1名以上の取締役、執行役員又は監査役が各子会社の監査役を兼務する。子会社の取締役に選任された取締役又は執行役員は、当該子会社の取締役として、当該子会社の業務執行状況を監視、監督する。子会社の監査役に選任された取締役、執

行役員又は監査役は、当該子会社の監査役として、当該子会社の業務執行状況を監査する。これにより、当社グループ全体の業務の適正を確保する。

ハ. 監査役は、取締役の業務執行の監査に加え、子会社担当役員又は子会社の取締役若しくは監査役を通じて子会社の業務執行に関する情報を収集し、必要に応じて監査役会で情報共有する。これにより当社グループとして連携の取れた監査を行う。

② 当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員（以下、「役職員」と総称する。）

の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当社グループの役職員が法令、定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するために「コンプライアンス基本規程」を定める。また、具体的な活動指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。

ロ. 取締役会は、コンプライアンス体制の統括責任者としてコンプライアンス担当執行役員を選定する。コンプライアンス担当執行役員は、コンプライアンス体制の充実に有効な施策の企画立案、実行を担当するとともに、必要に応じて、取締役会及び監査役会にてコンプライアンス体制の運用状況等に関する報告を行う。

ハ. 取締役会は、ヘルプライン制度運用規程を定め、当社グループ全体を対象とするヘルプライン制度を整備、運用する。ヘルプライン制度の運用事務局内にヘルプライン窓口を設置するとともに、弁護士による社外窓口を設置し、当社グループの役職員から業務遂行における相談、通報を受け付ける。ヘルプライン制度の運用状況は、定期的に取締役会及び監査役会に報告される。

二. 監査役は、コンプライアンス担当執行役員と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。また、内部監査部門は、当社グループのコンプライアンス、財務報告の適正性、資産保全等の観点で内部監査を行い、コンプライアンス担当執行役員に評価結果を報告するとともに、監査役に対して定期的に内部監査の状況を報告する。また、内部監査の評価結果及び課題は、コンプライアンス担当執行役員を通じて取締役会及び監査役会に適宜報告され、コンプライアンス担当執行役員と監査役の間でも定期的に協議される。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程、その他の体制
- イ. 取締役会は、業務執行部門ごとに担当執行役員を選定するとともに、組織規程、経理規程、その他事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。また、当社グループへの周知徹底を図るため、必要な研修、教育等を行う。
  - ロ. 各担当執行役員は、業務執行部門の状況を適時に把握し、重要事項の報告義務に基づいて取締役会、執行役員会等で報告を行う。取締役会は、各担当執行役員の報告によって業務執行における損失の危険を把握し、これを適切に評価して損失の危険に対処する。
  - ハ. 取締役会は、有事の際に迅速に対応するための情報伝達経路及び意思決定、対策の実施体制を定める。
- 二. コンプライアンス担当執行役員は、子会社のコンプライアンスに関する規程の整備状況を把握し、子会社担当役員と連携して、当該子会社への規程の整備、運用状況について助言や改善指導を行う。
- ④ 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他法定文書を適法に作成、保管する体制及び情報管理規程、文書規定等の社内規則を定め、法定文書に限らず、執行役員会議事録を含む重要な情報、文書の適切な管理体制を構築する。これらの体制及び規程に基づき各担当取締役及び執行役員は、業務執行によって作成、保管される重要な情報、文書を適切に管理し、取締役、執行役員及び監査役がこれらの文書等をその職務の遂行に必要な範囲で適時に閲覧できる状態を確保する。
- ⑤ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、当社グループの中期3ヵ年経営計画、事業年度ごとの全社方針等の経営目標を定め、適切に経営管理を行う。
  - ロ. 当社は、取締役会において定めた組織規程により権限及び責任を明確化し、効率的な組織管理を行う。
  - ハ. 当社は、取締役会に加えて執行役員会を原則毎月1回開催し、業務執行上の報告、議論、情報共有及び意思決定を効率的に行う。また、必要に応じて臨時の取締役会及び執行役員会を開催し、迅速かつ適切な議論及び意思決定を行う。

- 二. 当社は、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の従業員により構成され、常勤監査役も出席する部長会を原則毎月1回開催し、会社方針を伝達する。また、各部門からの業務報告によって状況を把握し、社内の課題認識を共有する。
- ⑥ 子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社は、各子会社について子会社担当役員を選定するとともに、原則として、1名以上の取締役又は執行役員が各子会社の取締役を兼務し、1名以上の取締役、執行役員又は監査役が各子会社の監査役を兼務する。
- ロ. 子会社の責任者は、当該子会社の子会社担当役員との間で事前協議を行った上で子会社の重要事項を決定する。子会社担当役員は必要に応じて当社の取締役会、執行役員会等の審議を経ることにより、子会社の業務執行が当社グループ全体として効率的かつ適正に行われることを確保する。
- ハ. 子会社の責任者は、当該子会社の子会社担当役員並びに当社の取締役又は執行役員を兼務する子会社取締役及び当社の取締役、執行役員又は監査役を兼務する子会社監査役に対して、業務執行の状況を定期的に報告する。
- 二. 子会社の責任者は、当該子会社の子会社担当役員をはじめとする当社の取締役及び執行役員が出席する決算報告会において、決算及び事業内容を報告する。
- ⑦ 監査役職務を補助する使用人の設置並びに当該使用人の独立性及び監査役からの指示の実効性確保に関する事項
- イ. 当社は、監査役会の円滑な運営のために従業員による監査役会事務局を設置する。監査役は、これとは別に内容に応じて必要な能力を有する従業員を、監査役を補助すべき使用人として置くことを取締役会に対して求めることができる。その場合には、当該従業員が所属する部門の担当執行役員は、当該監査役と協議の上で監査役を補助する使用人を任命する。
- ロ. 監査役を補助する使用人を配置する場合、当該従業員の任命、異動等人事に関する事項の決定にあたっては、人事担当執行役員は、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保する。また、監査役と人事担当執行役員の協議により当該従業員の指揮命令系統を定め、監査役の指示の実効性を確保する。

- ⑧ 当社グループの役職員から監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループの役職員は、法定の事項に加え、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす事項等を、その所属する会社の監査役に速やかに報告する。また、当社グループの監査役は必要に応じて、いつでも、監査役を務める会社の役職員に対して報告を求めることができる。当社グループの監査役は、報告を受けた内容等に関して必要に応じて相互に情報共有又は協議を行う。
- ロ. コンプライアンス担当執行役員は、内部監査部門による内部監査の状況及びヘルプライン制度の運用状況を、定期的に当社の監査役に報告する。
- ハ. 当社グループは、報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役の監査、調査等の職務に必要な費用を負担するため、毎年、監査役の年間の活動計画に基づき、費用の予算措置を講じるとともに、予算を上回る費用が必要となった場合には、追加の費用を負担する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の品質及び実効性を確保する。
- ロ. 監査役は、取締役会に加えて、必要に応じて、執行役員会、部長会、その他業務執行の報告会に出席し、適時適切に情報を把握する（但し、常勤監査役は、執行役員会及び部長会には原則毎回出席する。）。
- ハ. 監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、必要があれば、当社の費用で弁護士、公認会計士等の専門家から意見、助言を受けることができる。
- ニ. 監査役は、内部監査部門から定期的に報告を受け、内部監査の状況を把握する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況
- イ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。



- . 当社グループは、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を役職員に対して徹底する。
  1. 総会屋及び暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。
  2. 株主の権利の行使に関し、反社会的勢力はもとより何人に対しても財産上の利益を供与しない。
  3. 警察当局との緊密な連携のもと、当社グループから総会屋及び暴力団等の特殊暴力を排除する。
- ハ. 必要に応じて役職員が研修会に参加し、悪質な特殊暴力に備える。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

**業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。**

① 取締役及び執行役員による職務の執行

当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図るため、2019年3月に執行役員制度を導入し、執行役員会を設置しました。執行役員は、代表取締役の指揮のもとで業務を執行し、取締役会及び執行役員会において業務執行の状況を報告しております。

取締役会では、取締役会専決事項の決議、業務執行状況の報告、経営課題に関するディスカッションを通じた情報共有を行いました。当事業年度において、取締役会は13回開催いたしました。

執行役員会では、中期3ヵ年経営計画の進捗状況や業務執行状況の報告に加え、代表取締役が諮問した投資案件、経営戦略・経営計画をはじめとする経営の重要事項を審議し、代表取締役への報告・提言を行いました。当事業年度において、執行役員会は9回開催いたしました。

社外取締役は、取締役会における報告・審議を通じて業務執行に関する状況を把握するとともに、取締役会において適宜意見を述べ、適切に業務執行の監督を行いました。

② 当社グループのリスク管理体制の運用状況

当社グループは、新製品開発、資産保全、コンプライアンス、情報管理、その他重要なリスクについて、リスク事象の発生可能性及び発生時の重大性を考慮した上で各部署の業務規則やマニュアル等のルールを整備し、リスク管理が組み込まれた業務プロセスを運用することで損失の発生予防及び低減に努めております。また、内部監査部門は各部署の業務プロセスが適正に運用されていることをモニタリングし、その概要を部長会で報告しております。執行役員は、担当する部署のリスクへの対応状況を取締役会又は執行役員会、その他適時に開催する重要な会議で報告し、会議による決定事項を業務執行に適切に反映しております。

③ 当社グループのコンプライアンス体制の運用状況

当社は、当社グループのコンプライアンス体制が継続的に運用されるよう、「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を定め、コンプライアンス研修等の機会に役職員への浸透を図っております。

また、通常の業務執行ラインによる情報伝達経路とは別に、社内外に三菱鉛筆グループヘルプライン窓口を設置し、相談や通報を受け付ける仕組みを整えております。

ヘルプラインを通じた相談や通報の内容は、コンプライアンス担当執行役員に報告し、適切に対応するとともに、その概要を取締役会及び監査役会においても報告しております。

#### ④ 親会社による子会社の経営管理の概要

子会社の責任者は、子会社の重要な業務執行の決定にあたり、事前に当社の子会社担当執行役員と協議しております。また、各子会社責任者は、それぞれ子会社担当執行役員及び子会社役員を兼務する当社取締役、執行役員、監査役に対して、最低でも毎月1回、業務執行に関する報告を行いました。加えて、当社取締役、子会社担当執行役員、当社監査役が出席する子会社の決算報告会を開催し、決算内容及び事業の実績の報告を受けております。なお、当事業年度において、国内販売会社の決算報告会は1回、その他の子会社の決算報告会は2回開催いたしました。

また、子会社担当執行役員は、子会社の重要な情報を当社取締役会で報告し、当社取締役及び監査役は、子会社の業務執行の状況を把握し、指示又は助言、報告の徴求等を適切に行いました。

#### ⑤ 監査役職務執行の概要

監査役は、監査役会において決議した監査方針及び監査計画に従って、重要な会議への出席、各種資料の閲覧、子会社責任者を含む部門責任者からのヒアリング、各事業所や子会社の往査、その他の手段により、リスク管理、コンプライアンス、資産保全等の視点で当社グループの業務執行状況を把握し、当社の業務執行の監査及び子会社監査役による監査状況の確認を行いました。

また、各監査役は、監査役会において個々に把握した情報を報告し、監査役間の意見交換と情報共有を行いました。なお、当事業年度において、監査役会は12回開催いたしました。

常勤監査役は会計監査人との間で会合を行うとともに、内部監査部門との連絡会を開催し、相互に課題を共有しました。当事業年度において、常勤監査役と会計監査人との会合は3回、内部監査部門との連絡会は12回開催いたしました。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

### イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社は、2019年1月から「進化への挑戦」を基本方針とした中期3ヵ年経営計画に取り組んでおり、「筆記具事業の再成長」、「環境変化に対応するための強い人材と組織づくり」、「新たな柱となる事業の創出と育成」の3つを重点方針として、企業価値向上に努めております。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。その取り組みの手始めとして、まずはこの中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の更なる強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様をはじめとした当社を取り巻く全ての方々にとっての利益を最大化することにつながると考えております。

### ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年としております。また、2019年3月28日開催の第144回定時株主総会終了後より、経営の監督機能と業務執行機能の分離を図ることを目的として執行役員制度を導入いたしました。さらに、取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上とすることによって、経営に対する監督機能の強化に努めております。監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2019年3月28日開催の第144回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することについて、株主の皆様にご承認いただいております（以下、本事業報告においては、当該更新後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、第144回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/20190215141017.pdf>)

#### ④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第144回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを利益配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充ててゆく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら、財務状態、経営成績、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、後記の株主総会参考書類41ページに記載しております第1号議案にご提案のとおり、1株当たり15円とさせていただきたいと存じます。本議案が原案どおり承認可決されますと、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金15円とあわせて30円（前事業年度から1円の増配）となり、当事業年度における当社の配当性向は44.6%となります。

また、当事業年度は、自己株式の取得につきましても、財務状態や株価の推移等も勘案した結果、利益還元策のひとつとして実施いたしました。



## 7. その他会社の現況に関する重要な事項

### 製品別売上高

当社の製品別売上高とその構成比は次のとおりであります。

製品別	売上高	構成比	主要製品名
	百万円	%	
鉛筆	3,340	7.0	鉛筆、色鉛筆
シャープ	6,602	13.8	シャープ、シャープ替芯
ボールペン	24,600	51.5	ゲルインクボールペン、水性ボールペン、油性ボールペン
サインペン	8,938	18.7	水性サインペン、油性マーカー、筆ペン
筆記具計	43,482	91.1	
OA用品	310	0.6	OA用品、ファイル
机上用品	655	1.4	事務用品、学用品
その他	3,308	6.9	化粧品、カーボン製品、印章
非筆記具計	4,274	8.9	
合計	47,756	100.0	

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>(百万円)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(百万円)</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>79,283</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,636</b>
現金及び預金	46,184	支払手形及び買掛金	8,149
受取手形及び売掛金	16,671	短期借入金	2,502
たな卸資産	16,217	未払法人税等	1,085
その他	1,800	賞与引当金	540
貸倒引当金	△1,591	返品引当金	218
<b>固 定 資 産</b>	<b>39,361</b>	未払金	2,628
<b>有形固定資産</b>	<b>21,681</b>	その他	2,512
建物及び構築物	10,846	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,158</b>
機械装置及び運搬具	4,303	長期借入金	4,738
土地	3,963	繰延税金負債	708
建設仮勘定	1,667	退職給付に係る負債	3,774
その他	900	役員退職慰労引当金	103
<b>無形固定資産</b>	<b>1,512</b>	その他	832
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,167</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>27,795</b>
投資有価証券	14,533	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	253	<b>株 主 資 本</b>	<b>83,606</b>
退職給付に係る資産	335	資本金	4,497
その他	1,045	資本剰余金	3,721
貸倒引当金	△0	利益剰余金	81,718
<b>資 産 合 計</b>	<b>118,644</b>	自己株式	△6,330
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,587</b>
		その他有価証券評価差額金	5,002
		為替換算調整勘定	573
		退職給付に係る調整累計額	11
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,654</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>90,849</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>118,644</b>

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

科 目		金 額	
		(百万円)	
売 上	高 価		62,034
売 上	利 益		30,745
販 売 費 及 び 業 外 費	一 般 管 理 費		24,086
営 業 外 収 入	利 益		7,202
受 取 配 当 金	利 益	22	
受 取 地 代 家 賃	利 益	353	
受 取 保 険 金	利 益	72	
受 取 替 換 の 差 益	利 益	35	
営 業 外 費 用	利 益	17	
支 払 利 息	利 益	48	550
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 引	利 益	38	
売 上 の 割 合	利 益	58	
経 常 利 益	利 益	55	
特 別 利 益	利 益	20	173
特 別 損 失	損 失		7,580
固 定 資 産 除 却 損 失	損 失	9	
投 資 有 価 証 券 除 却 損 失	損 失	12	22
工 場 再 編 損 失	損 失	6	
代 理 店 契 約 解 約 損 失	損 失	545	
投 資 有 価 証 券 除 却 損 失	損 失	75	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	利 益	50	677
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	損 失		6,925
法 人 税 等 調 整	損 失	2,326	
当 期 純 利 益	利 益	△41	2,285
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	利 益		4,639
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	利 益		203
			4,436

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

## 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>(百万円)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(百万円)</b>
<b>流動資産</b>	<b>52,932</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,641</b>
現金及び預金	26,616	支払手形	1,050
受取手形	364	買掛金	7,583
売掛金	12,442	短期借入金	2,460
たな卸資産	9,144	未払金	1,928
未収入金	3,188	未払費用	1,088
短期貸付金	438	未払法人税等	651
未収消費税等	439	賞与引当金	277
その他	408	返品引当金	221
貸倒引当金	△110	その他の	379
<b>固定資産</b>	<b>39,863</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,318</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,069</b>	長期借入金	4,738
建物	10,035	繰延税金負債	596
構築物	87	退職給付引当金	3,335
機械及び装置	3,041	その他の	647
車両運搬具	1	<b>負債合計</b>	<b>24,959</b>
工具、器具及び備品	735	<b>(純資産の部)</b>	
土地	3,538	<b>株主資本</b>	<b>62,831</b>
建設仮勘定	1,629	資本金	4,497
<b>無形固定資産</b>	<b>938</b>	資本剰余金	3,582
ソフトウェア	792	資本準備金	3,582
その他	146	その他資本剰余金	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,855</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>60,369</b>
投資有価証券	14,503	利益準備金	824
関係会社株式	4,765	その他利益剰余金	59,545
長期前払費用	115	固定資産圧縮積立金	480
その他の	470	別途積立金	42,585
<b>資産合計</b>	<b>92,796</b>	繰越利益剰余金	16,480
		<b>自己株式</b>	<b>△5,618</b>
		評価・換算差額等	5,004
		その他有価証券評価差額金	5,004
		<b>純資産合計</b>	<b>67,836</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>92,796</b>

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

科 目	金	額
		(百万円)
売 上 高 価		47,756
売 上 原 価		29,164
売 上 総 利 益		18,591
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,931
営 業 利 益		4,660
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	979	
為 替 差 益	10	
受 取 地 代 家 賃 他	303	
そ の 他	21	1,315
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	58	
そ の 他	6	99
経 常 利 益		5,876
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12	15
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	2	
工 場 再 編 損 失	545	
代 理 店 契 約 解 約 損	75	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	50	673
税 引 前 当 期 純 利 益		5,218
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,285	
法 人 税 等 調 整 額	△54	1,230
当 期 純 利 益		3,987

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月12日

三菱鉛筆株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月12日

三菱鉛筆株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月13日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 櫻 井 清 和 ㊟

常勤監査役 都 丸 淳 ㊟

社外監査役 青 井 俊 夫 ㊟

社外監査役 梶 川 融 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

第145期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円

なお、この場合の配当総額は、879,817,875円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月27日

### 2. その他の剰余金処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るために、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

#### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の意思決定の迅速化を図るため1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位、担当	属性
1	す 原 英一郎 数 原 英一郎	代表取締役会長兼社長	再任
2	す 原 滋 彦 数 原 滋 彦	代表取締役副社長	再任
3	よこ 石 浩 横 石 浩	取締役常務執行役員 海外担当	再任
4	なが 澤 宣 之 永 澤 宣 之	取締役常務執行役員 人事担当兼総務担当 兼法務担当兼コンプライアンス担当	再任
5	きり 田 和 久 切 田 和 久	取締役常務執行役員 技術担当兼知的財産 権担当兼化粧品事業担当兼産業資材担当	再任
6	せの 尾 堅一郎 妹 尾 堅一郎	社外取締役	再任 社外 独立役員
7	あお やま とう じ ろう 青 山 藤 詞 郎	社外取締役	再任 社外 独立役員
8	や の あ さ こ 矢 の 麻 子	社外取締役	再任 社外 独立役員 女性

再任 再任取締役候補者    新任 新任取締役候補者    社外 社外取締役候補者    独立役員 証券取引所の定めに基づく独立役員

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	す  はら  えい いちろう 数  原  英  一  郎 (1948年7月19日生) <b>再任</b>	1974年8月 当社入社 1980年3月 当社取締役 1982年3月 当社常務取締役 1985年3月 当社取締役副社長 1987年3月 当社代表取締役社長 2015年6月 エーザイ株式会社社外取締役 2019年3月 当社代表取締役会長兼社長(現任) [重要な兼職の状況] 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役	274,650株
[取締役候補者とした理由] 1987年に当社代表取締役社長に就任して以来、優れたリーダーシップを発揮し、長年にわたり社業を牽引してまいりました。これまで当社グループの持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たしてきたことに加え、今後監督機能のさらなる強化を目指すうえで、その豊富な経験と幅広い知見及び当社グループを俯瞰的に捉える視点が不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	す  はら  しげ ひこ 数  原  滋  彦 (1979年2月11日生) <b>再任</b>	2005年4月 当社入社 2010年4月 当社群馬工場長 2012年4月 当社営業企画部長 2013年3月 当社取締役経営企画担当 2015年11月 当社取締役経営企画担当兼海外営業企画部長 2016年3月 当社取締役商品開発担当兼新規事業担当 2017年3月 当社常務取締役筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当兼全社品質担当 2018年3月 当社取締役副社長 2019年3月 当社代表取締役副社長(現任)	46,440株
[取締役候補者とした理由] 群馬工場長、国内外の営業企画部長及び経営企画、商品開発、新規事業等の責任者を歴任し、国内外の生産から販売にわたる多様な経験と知見を有しております。また、2019年に当社代表取締役副社長に就任して以降も優れた経営執行力とリーダーシップを発揮していることから、機動的な経営判断及び迅速な業務執行のさらなる強化を図り、また当社の事業成長と企業価値向上を目指すうえで重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
3	よこ いし ひろし <b>横 石 浩</b> (1959年4月17日生) <b>再任</b>	1985年10月 当社入社 1998年4月 当社海外事業部長 2001年3月 当社取締役海外事業部長 2005年4月 当社取締役海外営業部長 2017年3月 当社常務取締役海外営業部長 2018年3月 当社常務取締役海外担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員海外担当(現任)		12,200株
		[取締役候補者とした理由] 海外営業部における豊富なマネジメント経験から、海外営業部門を長らく牽引し、新規の販路開拓に尽力してまいりました。当社がグローバル市場へのさらなる拡充を図るうえで、その幅広い見識が不可欠であるとともに、経営における意思決定において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	なが さわ のぶ ゆき <b>永 澤 宣 之</b> (1957年4月3日生) <b>再任</b>	1980年4月 当社入社 2001年4月 当社海外事業部付部長 2003年4月 当社経理部長 2006年3月 当社取締役経理部長 2008年1月 当社取締役財務・法務・システム担当 2010年4月 当社取締役財務・法務・システム担当兼内部統制担当 2016年3月 当社取締役経営企画担当兼システム担当 2017年3月 当社常務取締役人事担当兼経営企画担当兼システム担当 2018年3月 当社常務取締役人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当(現任)		21,100株
		[取締役候補者とした理由] 経理、財務、法務、システムなどの管理部門における豊富な知識と経験に加え、グループ全体におけるコンプライアンス体制及びリスクマネジメント体制の整備を図るなどの実績を有しております。これらの知見を活かして多角的な視点から当社を捉え、業務執行の監督機能の強化及び経営における意思決定において重要な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	きり た かず ひさ <b>切田和久</b> (1958年11月13日生) <b>再任</b>	1981年4月 当社入社 2003年4月 当社商品開発部長 2007年4月 当社群馬研究開発センター所長 2011年4月 当社商品開発部長 2012年3月 当社取締役商品開発部長 2016年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当 2018年3月 当社常務取締役技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼新規事業担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼産業資材担当(現任)	5,800株
[取締役候補者とした理由] 研究開発における経験を軸として、商品開発、化粧品事業、新規事業などに携わり、技術とビジネスを結び付け商品化してきた多くの実績と幅広い経験を有しております。これらの豊富な経験に基づく見識が、新たな事業機会の探索及び育成に寄与すると判断したとともに、経営の意思決定において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	せの お けん いちろう <b>妹尾堅一郎</b> (1954年1月1日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	1976年4月 富士写真フイルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社 1999年12月 株式会社慶應学術事業会代表取締役副社長 2001年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 2004年4月 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長(現任) 2012年6月 帝人株式会社独立社外取締役 同社アドバイザー・ボードメンバー 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2019年2月 株式会社ギフト社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 一般社団法人日本知財学会 理事 株式会社ギフト社外取締役	—
[社外取締役候補者とした理由] 技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究における知識と、多様な経験に基づき、客観的かつ多角的な視点から、ガバナンス体制の強化に資する発言を積極的に行っております。このことから、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本總會終結の時をもって3年間となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	<p>あお やま とうじろう 青山 藤 詞 郎 (1951年8月29日生)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p>	<p>1979年3月 慶應義塾大学工学博士 1988年4月 同大学理工学部機械工学科助教授 1995年4月 同大学理工学部機械工学科教授 1996年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授 2009年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長 2015年6月 DMG森精機株式会社社外取締役(現任) 2016年3月 公益社団法人精密工学会会長 2017年3月 当社社外監査役 2017年4月 慶應義塾大学名誉教授 2017年5月 学校法人慶應義塾常任理事(現任) 2019年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 学校法人慶應義塾 常任理事 DMG森精機株式会社 社外取締役</p>	-
<p>[社外取締役候補者とした理由] 機械工学・生産工学を始めとする分野における豊富な知識と経験に加え、学校法人慶應義塾の常任理事等を歴任し、幅広い知見を有しております。これらの経験等から、当社が属する業界にとらわれない視点から、当社経営に対して経営の意思決定の健全性や透明性の向上につながる有益な意見や助言をしており、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年間となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は3年間となります。</p>			
8	<p>や の あさ こ 矢野 麻 子 (1968年1月21日生)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> <p><b>女性</b></p>	<p>1990年4月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社 1997年9月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 2000年3月 ルイ・ヴィトンジャパン株式会社入社 2002年6月 株式会社セリュックスCOO 2008年10月 株式会社ドラマティック設立 同社代表取締役 2014年5月 テントウフォー株式会社設立 同社代表取締役(現任) 2015年6月 株式会社ヤオコー社外取締役(現任) 2015年8月 株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役 2018年6月 ワタベウェディング株式会社社外取締役 2019年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] テントウフォー株式会社 代表取締役 株式会社ヤオコー 社外取締役</p>	-
<p>[社外取締役候補者とした理由] 企業経営やダイバーシティ経営に関する豊富な知見に加え、マーケティング及びブランディングに関する幅広い知識と実績を有しており、当社経営陣から独立した立場から、コーポレート・ガバナンスの強化及びダイバーシティの推進を始めとする多面的な発言を行っております。このことから、当社取締役会のさらなる活性化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年間となります。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 数原英一郎氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
2. 数原英一郎氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.の代表取締役を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
3. 数原英一郎氏は菱友トレーディング株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社との間で当社仕様製品等の売買取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
4. 1.から3.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏は社外取締役候補者であります。
6. 当社は、妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
7. 当社は、妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員として指定する予定であります。
8. 社外取締役候補者である妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏は、50ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。
9. 矢野麻子氏の戸籍上の氏名は、齊藤麻子であります。



### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役櫻井清和氏は本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
氏名 深井 明 (1959年1月3日生) 新任	1981年4月 当社入社 2005年4月 当社生産技術部長 2008年4月 当社生産統括部長兼横浜事業所長 2009年3月 当社取締役生産統括部長兼横浜事業所長 2010年4月 当社取締役生産統括部長 2011年3月 当社取締役生産担当 2012年1月 当社取締役生産担当兼横浜事業所長 2018年3月 当社常務取締役生産担当兼横浜事業所長 2019年3月 当社取締役常務執行役員生産担当(現任)	8,200株
[監査役候補者とした理由] 生産部門の責任者を務めるとともに、国内外の複数の生産子会社の取締役等を歴任し、当社の生産に関わる豊富な経験と知識を有しております。このことから、より現場に近い視点から監査の充実化を図るとともに、当社グループ全体に対する監査体制をさらに強化していくにあたり、重要な役割を担うことを期待し、監査役候補者といたしました。なお、本総会終結の時をもって、当社取締役常務執行役員を退任いたします。		

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年3月28日開催の第144回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役の菅野智巳氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされております。つきましては、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
菅野智巳 (1965年12月17日生)	1994年4月 弁護士登録、成富総合法律事務所（現丸の内南法律事務所）入所 2003年10月 同事務所パートナー 2015年6月 仲通り法律事務所設立 代表弁護士（現任） [重要な兼職の状況] 仲通り法律事務所 代表弁護士	-
<p>再任 社外 独立役員</p> <p>[補欠の社外監査役候補者とした理由] 過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律に関する高度な専門的知識を有していることから、これらの豊富な知見を当社の監査体制に反映し、当社経営陣から独立した立場から、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1.補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.菅野智巳氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- 3.菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
- 4.菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 5.補欠の社外監査役候補者である菅野智巳氏は、50ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

## 【ご参考】社外役員の独立性基準

当社は、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役及び社外監査役（候補者を含む）は、当社に対する独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。

### 1. 大株主

当社の大株主又はその業務執行者。なお、大株主とは「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」をいう。

### 2. 主要な取引先

(1) 当社の主要取引先又はその業務執行者。なお、「当社の主要取引先」とは、下記のいずれかの者をいう。

- ・直近事業年度における、当該取引先から当社への支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者。
- ・当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者。

(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。なお、「当社を主要な取引先とする者」とは下記の者をいう。

- ・直近事業年度における、当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者。

### 3. 専門的サービス提供者

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他財産的利益を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士及び税理士等の会計税務の専門家、コンサルタント、経営者、大学教授等の専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。

### 4. 寄付・助成金

当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている者。当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者。

### 5. 上記1. から4. に過去3年間に於いて該当していた者。

### 6. 当社又は当社の子会社の取締役、使用人の配偶者又は二親等内の親族。

\*本基準において、「業務執行者」とは、取締役、執行役、使用人等名称の如何を問わず当該法人・組合等の団体において業務を行う者をいう。

## 第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年3月28日開催の当社第144回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として500百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てる報酬制度を導入いたしたいと存じます。

つきましては、上記の制度の導入目的等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、一事業年度当たり100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として設定いたしたいと存じます。なお、下記の対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限についても、上記の制度の導入目的等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと考えております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

### 記

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の一事業年度当たりの額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立し

ていない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、概要、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）の発行又は処分に係る当社取締役会決議の直前の定時株主総会の日から、譲渡制限期間の開始日以降最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの間（以下、「役務提供期間」という。）継続して、当社

の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象取締役が有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限期間が満了した時点をもって、退任時期に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき譲渡制限を解除する。

#### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間が満了する前に当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、その時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は、本総会において、本議案が承認可決されることを条件として、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てることを予定しております。

以上

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

# 株主総会会場ご案内略図

品川区立総合区民会館（きゅりあん） 7階イベントホール

東京都品川区東大井五丁目18番1号

電話 03 (5479) 4100



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口(アトレ側)、りんかい線大井町駅  
A1出口又は東急大井町線大井町駅から徒歩2～3分  
会場地下に駐車場(有料)がありますが、混雑が予想されます  
ので、なるべく電車・バスをご利用願います。  
(注) LABI(ヤマダ電機)住まいる家電館の上です。



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。